

基安労発 0428 第 3 号  
令和 8 年 4 月 28 日

公益社団法人日本産業衛生学会理事長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等の周知について（依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 204 号。以下「改正告示」という。）が令和 8 年 4 月 28 日に公布され、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。別添のとおり、本制度改正の内容を案内するリーフレットを作成しましたので、貴殿におかれましては、傘下会員等に周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い致します。

- ・リーフレット①「健診取扱いリーフレット」



- ・リーフレット②「健康診断を実施しましょう」

